

# すぺりあ佐屋

- 誰にでも快適なマンションをめざし -

NO. 103

《発行》平成20年(2008)6月1日  
《発行者》スぺリア佐屋管理組合理事長

<項目>

- 1、AEDを購入しました
- 2、マッサージ機を購入しました
- 3、災害時の緊急トイレの設置
- 4、須依自治会からの分離について
- 5、衛生委員の委嘱に関して
- 6、落下物について

## 2008年夏祭り

今年も8月9日(土)に「スぺリア佐屋2008年夏祭り」を開催する予定です。  
詳しくは「すぺりあ佐屋」7号でお知らせ致します。  
皆様の参加をお待ちしています。

### 1、AED(自動体外式除細動器)を購入しました

AEDとは、突然の心停止(心臓突然死)から救命率を上げる装置です。

痙攣を起こした心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻す装置です。

2004年7月1日より医師や救急救命士だけでなく、現場に居合わせた一般市民もAEDが使用できるようになりました。その後、学校や公共施設、一般企業などに多く設置され、最近では大型マンションでも設置されるところが増えています。

新聞、テレビ等でもご存知の通り、ある高等学校の野球部員が胸にボールがあたり心停止状態となり、AEDで救われた。たとえば最近では、ランニング中に30代の男性が、また、リゾート地でサッカーをしていたの男性がAEDが在った為命を救われた等の事が報じられています。

この様に働き盛りの人、若い方にも、誰にでも突然の心停止が何時起こるか解りません。

「突然の心停止」を起こした方の命を救う為には、「救命の連鎖」といわれる4つの行動を迅速に行うことが重要です。

1、迅速な119番 2、迅速な心肺蘇生法 3、迅速な除細動 4、迅速な高度救命処置です。

## 迅速な除細動の重要性

突然の心停止を起こした方の生存退院率は、除細動が1分間遅れるたびに約10%の割合で低下するといわれます。救急車が到着するまでの数分間が生死を左右します。また、素早い処置は人命を左右するばかりか、患者の社会復帰の鍵にもなります。AEDは音声ガイドで誰もがスピーディに使用できる設計となっていますが、その基本操作を熟知するために、別途講習会を集会室で開催する準備をしていますので、ぜひ多くの方々に参加して頂き、正しい処置の仕方を学んで下さい。尚、AEDの設置場所は**集会室出入口**です。

## 2、マッサージ機を購入しました

第9回定期総会で承認されました、マッサージ機を購入し集会室（和室）に設置しましたので、気楽に利用して日頃の疲れを癒し、健康維持のためにも、利用して下さい。集会室使用料として、1時間100円（現状の通り）プラス50円を徴収します。したがって1時間利用して150円です。尚、利用希望者は管理室にある届出を出して下さい。

## 3、緊急時のトイレの設置

東海地震、東南海・南海地震が何時起きてもおかしくないとされ、当地区は「地震防災対策強化地域」「東南海・南海地震防災対策指定地域」として国から指定を受けていることは既にご承知の通りです。

各人これに備えて、各種の防災用品等を準備されて居る事と存じます。当マンションでも愛西市から「防災用品収納庫」を設備して頂き、また、補助金で担架・懐中電灯・バール等を購入してきましたことはお知らせした通りです。

神戸・阪神大震災で大変困った事の一つにトイレの問題があり、避難所に避難しても電気・水道がこないでトイレが使用できないことです。

その教訓から、現在は家庭用の簡易型トイレが各種販売されるようになり多くのメーカーで販売されていることは、ご存知の通りです。

それとは別に、当マンションとしてトイレ問題をどのようにするか、検討する中で、浄化槽メーカーの(株)フジククリーンと相談し、浄化槽の調整槽を利用して簡易トイレを4ヶ所設置しました。

当マンションには約900名の方が生活していますので、4ヶ所では不足する事は明白ですが、少しでも役立てばと考え設置しましたが、基本は各個人で防災用品として準備される事をお勧めいたします。

## 4、須依自治会からの分離について

第9回定期総会で報告いたしましたが、須依自治会からの分離独立は現状、市の考え方は合併後の行政区の整理統合を進めている中でスペリア佐屋が須依から分離独立は当分の間は実現できません。その中で須依自治会との打ち合わせ中で、行政区分としては、須依町総代の中にあるが、スペリア佐屋管理組合は、その中で独立した運営をすることで打ち合わせを行っています。

その概要については、

須依町に須依自治会がありますが、その中にスペリア佐屋が含まれていません。実質的には、スペリア佐屋管理組合は須依自治会とは別の自治活動を行っています。

この観点から、愛西市に分離を要請をするも、愛西市が各行政区の整理統合を進めてい

る中で、受け入れは困難との回答であります。

しかし、何時までもこの状態を続けていくことは、行政の伝達事項等に不都合が発生する問題があり、愛西市として須依自治会とスペリア佐屋管理組合が分離できる時期までの対応策として、双方に行政の伝達事項等が円滑に伝わる様、次の覚書を交わす。

- 1) 愛西市の総代会は、一つの行政区なので須依自治会が総代として出席し、総代会開催議事事項等は、そのコピーをスペリア佐屋管理組合に渡す。
- 2) 市に提出する申請等は須依総代を経由し、総代印が必要な場合は、押印する。
- 3) 愛西市からの行政事務委託料、コミュニティ活動育成補助金等については、須依総代が一括して愛西市より受け取り、スペリア佐屋管理組合分は須依総代よりスペリア佐屋管理組合指定の口座に全額支払う。
- 4) 愛西市消防団佐屋第一分団経費としてスペリア佐屋管理組合は一世帯当り500円を須依町総代を経由して支払う。
- 5) 広報その他、市が分離出来るものは、スペリア佐屋が直接市へ取りに行く。
- 6) 愛西市が必要とする委員、委員会、会等はスペリア佐屋が独自に行う。

概要以上のような趣旨で打ち合わせを進めていますが、今日現在では決定ではありませんので、今後の打ち合わせで内容等に変更される場合があります。  
須依自治会、須依町総代とスペリア佐屋管理組合で合意すれば、覚書を作成し調印する運びとなります。

愛西市消防団は4月1日付で編成替えされ、須依町、内佐屋町、佐屋町が統合され佐屋第一分団となりました。

この消防団の維持経費として1世帯当り年間500円を須依町、内佐屋町、佐屋町では負担する予定になっています。

その中で、スペリア佐屋管理組合だけが、負担しないことは出来ないと考えています。

万一、スペリア佐屋で火災があった場合には、愛西市消防署が対応します。

しかし、災害時の救護・救援、安全上の問題等で須依町総代に依頼した時には、消防団の力を借りることになります。この様な観点から応分の負担は必要経費と考えますので、ご理解を頂きたいと思えます。

負担金 500円 × 270世帯 135,000円

## 5、衛生委員の委嘱について

愛西市須依町衛生委員に今年度スペリア佐屋から河合理事長、伊藤副理事長、奥田事務局長の3名が委嘱されました。

愛西市衛生委員設置規則では、第1条に 衛生行政の円滑な運営並びに公衆衛生の市民の自主的な活動及び廃棄物の適切な処理を図るため、市長が指定する区域ごとに衛生委員を置く、となっています。

衛生委員は旧佐屋町からその制度がありましたが、この制度があることを認識していなかったこともあり、また、須依自治会からの委嘱要請もなく今日まででしたが、今年度より3名を申請し委嘱されました。

衛生委員手当てとして一人年間約26,000円が愛西市より衛生委員に支払われますが、衛生委員はマンションの代表ですので、缶類・びん類の整理に当たった人に還元するのが本来と考え、5月度より整理に出られた方には、ごみ袋10枚(従来は3枚支給)を支給することにしました。

費用として年間約86,000円です。従来は約30,000円の費用でしたので差し引き

56,000円の増加ですが、手当て分78,000円を加味すると約22,000円の負担減となる

予定です。

## 6、落下物に関して

再三再四お願い、注意を喚起していますが、落下物が後を絶ちません。

落とす方も悪意があって落とすとは思いませんが、落とされた方はいい迷惑です。

先日も掲示しましたが、落下物と思われるもので、自動車のガラスの破損がありました。

他にも、タバコの投げ捨て、洗濯ばさみ、靴下・タオル等の洗濯物、おもちゃ、パン屑等のお菓子類等いろいろな物が落ちてきて1階の方々を非常に不快な気持ちにさせています。

これらはちょっとした注意で防げるものと考えます。

落下物は南館だけの問題ではありません。東館でもあります。過去には、生ゴミが捨てられた、亀の死骸が捨てられた、魚の死骸が捨てられた等あり、現在も洗濯ばさみ、タバコの吸殻、洗濯物等南館と同じ様にあります。専用庭でないので問題が大きくないだけです。

落としたら、「ごめんなさい」と一言声を掛けることにより、1階の方の心が随分和らぐものと考えますし、また、それが常識と思います。

どこのマンションでも、大なり、小なり同じ様な問題を抱えて苦慮していることは事実だと思います。各マンションでそれぞれの対策・対応をしているようです。

あるマンションでは落下物により被害を受けたら、その上の階全員の共同責任として応分の保障をする事に決めたら、落下物の問題が解決した等の話も聞いています。

当マンションではまだ人的被害はありませんが、人的被害が出れば大変なことになりうることは明白です。その前にお互いが物を落とさない、より以上に細心の注意をはらって頂きたいと思います。

人それぞれに間違いもあります。ミスもあります。間違いは間違いとして、ミスはミスとして認め、その後の対応で相手に与える印象は随分と違ってきます。

物を落としても知らない顔をしているのは、一部の人と思いますが、その為に全員が不快な思いをすることを考えて頂きたいと思えますし、逆の立場になって考えれば、おのずとその答えが出てくるのではないのでしょうか。

### 5月度理事会

日 時 5月18日 午後8時～8時50分  
出席 委任 欠席 x

南 西 館			南 東 館			東 館		

6月度理事会

6月22日(日)の予定です。